八十二号から第八十五号までに掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかった数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費については、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	
三　市町村の合併の促進に要する経費があること。	
四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。	

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費については、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	
三　市町村の合併の促進に要する経費があること。	
四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。	